

この訪問看護・介護予防訪問看護・(医療保険) 訪問看護（以下「訪問看護等」という。）重要事項説明書は、事業所の運営規定の概要や教育体制、その他の重要事項を記したものです。ご利用者またはご家族に対してこの書面を交付し、ご説明することは事業者の義務として法令上規定されています。

1. 【事業の目的】

独立行政法人地域医療機能推進機構 相模野病院が開設する独立行政法人地域医療機能推進機構 相模野病院附属訪問看護ステーション（以下「ステーション」という）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護事業（以下「訪問看護事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員（以下「看護職員等」という）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）であり、かかりつけの医師が必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする

2. 【運営の方針】

- (1) 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する
- (2) 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする
- (3) 訪問看護サービスの提供に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする

3. 【独立行政法人地域医療機能推進機構の概要】

法人名	独立行政法人地域医療機能推進機構	代表者	理事長 山本 修一
法人所在地	東京都港区高輪 3-22-12	電話番号	03-5791-8220

4. 【サービスを提供する事業所の概要】

事業所名		独立行政法人地域医療機能推進機構 相模野病院附属訪問看護ステーション	
所在地		神奈川県相模原市中央区淵野辺 1-2-30	
電話番号		042-752-2025(代表)／080-8900-1534(直通)	
指定事業所番号		1462690568	
通常の事業の実施地域		相模原市中央区全域、緑区の一部、南区の一部 町田市の一部、その他の地域については応相談	
サービス提供			
	提供日	365 日	
	提供時間	24 時間	
サービス受付			
	営業日	月曜日～金曜日(土日祝日、12 月 29 日～1 月 3 日を除く)	
	開所時間	8 時 30 分～17 時 15 分	サービス提供時間 9 時～16 時 30 分
	備考	緊急を要する場合などは、上記の営業日、営業時間に限らず、ご相談を承ります。	
第三者評価について			
実施の有無	有	直近の実施年月日	2025 年 10 月
評価実施期間	IS09001	開示状況	有

※第三者評価とは、事業所の提供するサービスの質の当事者（事業者および利用者）以外からの公正中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価するものです。

職 種	人数	職務内容
管理者	1 人	事業所の看護師の管理、訪問看護等の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。 訪問看護指示書に基づいた訪問看護等が行われるよう、主治医と密接かつ適切な連携と図ります。 事業所の看護師に対し、各サービスの担当者やご利用者およびご家族と、サービス内容について意見を交換する機会であるサービス担当者会議への出席を指示し、または自ら出席し、居宅介護支援事業所等との連携を行います。
看護師	常勤 3 名	ご利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 サービス担当者会議へ出席し、居宅介護事業所等との連携を行います。 訪問看護計画および主治医に対する訪問看護報告書を作成します。
事務員	非常勤 1 名	書類の作成・整理、請求業務等を行います。電話対応等を行います。

5. 【訪問看護の内容】

- ① 病状・障害の観察 ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置 ⑤ リハビリテーション ⑥ ターミナルケア ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導 ⑨ カテーテル等の管理 ⑩ その他医師の指示による医療処置
- ⑪ 服薬状況の確認（残薬の状況含む）

6. 【守秘義務】

- (1) 事業所は、訪問看護等を実施する上で知り得た、ご利用者またはご家族などに関する事項については、ご利用者または第三者の生命、身体などに危険がある場合など、正当な理由がある場合を除いて第三者に提供しません。
- (2) 事業所は、その業務に携わる看護師に対して、その業務に従事する際には、正当な理由がなく業務上得たご利用者またはご家族などの情報を第三者に提供してはならない旨の書面を取り交わすなど、必要な措置を講じます。
- (3) 事業所は、従事者であった者に、業務上知り得たご利用者またはご家族などの秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨の書面を取り交わすなど、必要な措置を講じます。

7. 【事故等の対応】

- (1) 事業所は、サービス提供に際して利用者のケガや体調の急変があった場合には、主治医や家族、居宅介護支援事業所への連絡、その他適切な措置を迅速に行い自己の状況や処置について記録し、その原因を解明して再発を防ぐための対策を講じます。
- (2) 事業所は、サービス提供に当っては利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、訪問看護師の故意または過失がない場合は、この限りではありません。

8. 【虐待防止の為の措置】

- (1) 事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。
 - ① 虐待を防止するための看護師に対する研修の実施
 - ② ご利用者およびそのご家族からの苦情処理体制の整備
 - ③ 青年後見制度の利用支援
 - ④ 虐待防止に関する責任者として管理者を選定
 - ⑤ その他虐待防止のために必要な措置
- (2) 事業者は、ご利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待を受けている恐れがある場合には、ただちに防止策を講じ市区町村へ報告するものとします。

9. 【身体拘束等の禁止】

- (1) 看護師は、サービスに当り身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者の生命または身体を保護するためにやむを得ない場合（生命または身体が危険にさらされる可能性が高い、代替手段がない）はこの限りではありません。身体拘束を行う場合は、管理者を含め複数の関係者で検討、

判断し手続きの上行います。

- (2) 前項ただし書きの規定に基づき身体的拘束等の行為を行った場合には、看護師は直ちに、その日時、利用者の心身の状況、その理由や方法等、当該行為が必要と判断した必要な事項については、「訪問看護記録書」に記録します。

1 0. 【業務継続計画の策定】

事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防看護）を継続的に実施する為の及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し当該業務継続計画に従い必要な対策を実施します。

- (1) 訪問看護職員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 1. 【感染対策について】

事業所において感染症が発生または蔓延防止のための再作を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図り指針を整備します。また、従業者に対し、感染の予防及びまん延防止のための研修および訓練を定期的の実施します。

1 2. 【服薬状況の確認と情報共有について】

事業所において主治医との連携に伴い、訪問看護の提供にあたり把握したご利用者の心身の状況、服薬状況（残薬の状況含む）等の必要な情報の提供を行います。またご利用中の保険薬局へ服薬状況（残薬の状況含む）について必要に応じて、情報を提供します。

1 3. 【ご協力いただきたい事項】

ご利用者およびご家族は、以下の事項についてご理解いただき、当事業所が行う訪問看護等の提供にご協力ください。

- (1) ご利用者の疾患および心身の状態などの事項は、訪問看護計画を作成する上で重要な情報です。詳細にお知らせいただき、看護師が行う状況把握にご協力ください。
- (2) ご利用者の急激な体調の変化などの事項は、訪問看護等を行う上で重要な情報です。すみやかに、かつ詳細にお知らせください。
- (3) ご利用者宅の鍵のお預かりはいたしません。キーボックス等をご準備ください。
- (4) 物品等の破損が、自然または老朽化により発生した場合には、その損害に関する賠償責任は負いません。
- (5) 看護師の個人の電話番号や住所はお知らせできませんので、予めご了承ください。
- (6) 看護師への茶菓、お礼は固くお断りしております。ご理解いただけますようお願い申し上げます。
- (7) サービスを担当する看護師は、ご利用者およびご家族による指名はできませんので、予めご了承ください。

1 4. 【相談・苦情の対応】

- (1) 当事業所の相談・苦情窓口は下記の通りです。

電 話	042-752-2025（代表）	担当者	管理者 石川 由美
相談時間	8時30分～17時00分（土日祝日、年末年始を除く）		
相談・苦情発生時の対応	(1) 相談・苦情の受付 (2) 相談・苦情の内容確認 (3) 事実の調査と再発防止等の立案苦情再発防止策の実施		

- (2) 外部苦情申し立て機関は以下の通りです。

相模原市福祉基盤課 高齢指定・指導班（市役所本館 4階）	
電話番号	042-769-9226
相談時間	9時00分～16時00分（土日祝日、年末年始を除く）
神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護苦情相談係	
電話番号	045-329-3447
相談時間	9時00分～16時00分（土日祝日、年末年始を除く）

1 5. 【訪問看護料金および支払い方法】

訪問看護等の料金に係る利用料金ならびにお支払い方法につきましては、重要事項説明書別紙利用料金表の通りとします。

※訪問看護負担金は、厚生労働大臣が公示で定める金額であり、これが改定された場合はこれら基本利用料も自動的に改訂されます。尚、この場合は新しい基本利用料を書面でお知らせします。

※領収書の再発行は致しません。確定申告の医療費控除を受ける場合に必要です。大切に保管してください。

1 6. 【その他加算等についての同意事項】

事業所は、電話等により常時対応でき、必要に応じて緊急訪問を行うことができる体制を整えています。計画的な訪問以外を必要とすご利用者の場合は、1ヶ月に1回、緊急訪問看護加算または、24時間対応体制加算が加算されます。

☐ 利用します ・ ☐ 利用しません

事業所は、学生等の実習・研修協力をしています。利用者又は家族の同意を得て看護師と一緒に訪問をさせていただきます。

☐ 同意します ・ ☐ 同意しません

※後からいつでも変更、撤回等を行うことができます。その旨をお申し出下さい。

1 7. 【個人情報】

(1) 個人情報の利用目的

当事業所は、下記の範囲で使用します。

- ① サービスの申込及びサービスの提供を通じて、収集した個人情報は、諸記録の作成、ご利用者へのサービス提供及び状態説明に必要な場合
- ② サービスの提供に関すること、第三者は個人情報の提供を必要とする場合、主治医の所属する医療機関、連携医療機関、連携居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所もしくは介護予防支援事業所からのご利用者のサービス等に関する照会への回答
- ③ サービスの提供に関すること以外で、以下のとおり必要がある場合
 - ・ 医療保険・介護保険請求事務
 - ・ 保険者への相談・届出、照会、照会への回答
 - ・ 会計・経理損害賠償保険などに係る保険会社などに係る保険会社等への相談又は届出等
 - ・ 学芸や学会誌等での発表（原則、匿名化、匿名化が困難な場合には事前に同意を得る）
 - ・ 学生等の実習・研修協力（事前に確認し、同意を得る）

(2) 個人情報の保護

収集した個人情報は、保存方法、保存期間及び破棄処分については、適用される法律のもとに処分を行います。

ご利用者・ご家族は、上記の個人情報に関する取扱いについて説明を受けました。内容について同意の有無を、レ印でご記入ください

☐ 同意します ・ ☐ 同意しません

年 月 日

訪問看護の提供開始にあたり、本書面に基づいて重要事項（利用料金含む）の説明を行いました。

事業所名 独立行政法人地域医療機能推進機構
< 事業者 > 所在地 〒108-0074 東京都港区高輪 3-22-12
代表者 理事長 山本 修一
事業所名 独立行政法人地域医療機能推進機構 相模野病院附属訪問看護ステーション
< 事業所 > 担当者

私は、本書面に基づいて事業所から訪問看護についての重要事項（利用料金含む）の説明および当該重要事項説明書（重要事項説明書別紙料金表含む）の交付を受け、その内容について同意しました。

< ご利用者 > 住所 _____ 氏名 _____ 印
住所 _____
< 代理人 > 住所 _____ 氏名 _____ 印

(続柄)

訪問看護料金表(医療保険)

令和 6年 6月現在

訪問看護基本療養費Ⅰ(1日につき)	料金	1割負担	2割負担	3割負担
週3日まで	¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665
週4日以降(厚生労働大臣が定める疾病等)	¥6,550	¥655	¥1,310	¥1,965

訪問看護管理療養費(1日につき)	料金	1割負担	2割負担	3割負担
月の初日	¥7,710	¥771	¥1,542	¥2,313
月の2日目以降	¥3,010	¥301	¥602	¥903

難病等複数回訪問加算 (基本療養費Ⅰ)は①、(Ⅱ)は①～③が該当)	料金	1割負担	2割負担	3割負担
(1)1日に2回				
①同一建物内1人	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350
②同一建物内2人	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350
③同一建物内3人以上	¥4,000	¥400	¥800	¥1,200
(2)1日に3回以上				
②同一建物内1人	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400
②同一建物内2人	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400
③同一建物内3人以上(月20日目まで)	¥7,200	¥720	¥1,440	¥2,160
同一建物内3人以上(月21日目以降)	¥6,900	¥690	¥1,380	¥2,070

訪問看護情報提供療養費(1月につき)	料金	1割負担	2割負担	3割負担
	¥1,500	¥150	¥300	¥450

24時間対応体制加算(1月につき)	料金	1割負担	2割負担	3割負担
	¥6,520	¥652	¥1,304	¥1,956

緊急訪問看護加算(1日につき)	料金	1割負担	2割負担	3割負担
月14日目まで	¥2,650	¥265	¥530	¥795
月15日以降	¥2,000	¥200	¥400	¥600

夜間・早朝、深夜訪問看護加算 (1日につき)	料金	1割負担	2割負担	3割負担
夜間(18時～22時)早朝(6時～8時)	¥2,100	¥210	¥420	¥630
深夜(22時～翌6時)	¥4,200	¥420	¥840	¥1,260

特別管理加算(1月につき)	1割負担	2割負担	3割負担
¥5,000/月(※詳細別紙2)	¥500	¥1,000	¥1,500
¥2,500/月(※詳細別紙2)	¥250	¥500	¥750

退院支援指導加算	¥6,000
----------	--------

訪問看護医療DX情報活用加算(1月につき)	¥50
-----------------------	-----

ターミナルケア療養費(死亡月につき)	¥25,000
--------------------	---------

往復交通費(保険外)	
事業所から5km未満	¥400
事業所から5km以上	¥800

■キャンセル料

利用者負担金の全額

■死亡時の看護(ご遺体のお世話等)

11,000円 (保険外)

※改訂により料金の変更がある場合は、事前にご連絡いたします。

ご不明な点がございましたら、事業所職員にご遠慮なくお問い合わせ下さい。

医療保険の費用について

令和 6年 6月

加算項目	算定要件	加算金額	
訪問看護基本療養費（Ⅰ）	基本的な訪問看護の費用	週3日目まで1日につき	¥5,550
		週4日目以降1日につき	¥6,550
難病等複数回訪問看護加算	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、又は特別訪問看護指示書の交付を受けた利用者の方に、必要に応じて1日に2回以上訪問した場合	(1)1日2回	
		同一建物内1人	¥4,500
		同一建物内2人	¥4,500
		同一建物内3人以上	¥4,000
		(2)1日3回以上	
		同一建物内1人	¥8,000
		同一建物内2人	¥8,000
		同一建物内3人以上 （月20日目まで）	¥7,200
		同一建物内3人以上 （月21日目以降）	¥6,900
緊急訪問看護加算	利用者又は、その家族の求めに応じてその主治医の指示に基づき、訪問看護ステーションの看護師等が緊急に指定訪問看護を実施した場合、1日につきいずれかを所定額に加算	月14日目まで	¥2,650
		月15日以降	¥2,000
夜間、早朝訪問看護加算 または 深夜訪問看護加算	夜間（18時～22時）、早朝（6時～8時）	1日につき	¥2,100
	深夜（22時～翌6時）	1日につき	¥4,200
訪問看護管理療養費	安全な訪問看護の提供体制がとれ、訪問看護の実施に関する計画的な管理を継続して行った場合にその都度算定	月の初日	¥7,670
		月の2日目以降	¥3,000
24時間対応体制加算	24時間連絡が取れ、必要に応じ緊急訪問看護を行う体制にある	看護業務負担軽減の取り組みを行っている場合 月1回	¥6,800
		上記以外の場合 月1回	¥6,520
特別管理加算	厚生労働大臣が定める状態の利用者で、特別な管理を要する状態にある方に計画的な管理を行った場合 ※別紙参照	（Ⅰ） 月1回	¥5,000
		（Ⅱ） 月1回	¥2,500

退院支援指導加算	退院・退所にあたり訪問看護ステーション等が在宅療養上必要な指導を行うことで算定	1回	¥6,000
訪問看護医療DX情報活用加算	オンライン資格確認によって利用者の診療情報を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合	月1回	¥50
訪問看護物価対応料1	物価上昇に対応するための算定 (R8～R9年度にかけて段階的に算定)	月の初日の訪問の場合 (1日につき)	¥60
		月の2日目以降の訪問の場合 (1日につき)	¥20
訪問看護情報提供療養費	市町村に対して、利用者に係わる保健福祉サービスに必要な情報を文書で提供した場合	月1回	¥1,500
ターミナル療養費	在宅で死亡した利用者に、死亡日及び死亡日前14日以内に、2日以上ターミナルケアを実施した場合	該当月1回	¥25,000
交通費【保険外】	事業所から5km未満	訪問毎	¥400
	事業所から5km以上	訪問毎	¥800
エンゼルケア【保険外】	死亡時の看護、ご遺体のお世話等	該当月1回	¥11,000

独立行政法人地域医療機能推進機構
相模野病院付属訪問看護ステーション

介護予防訪問看護料金表＜介護保険＞

令和 6年 6月現在

《 利用負担額の計算方法 》

単位数×10.84円（地域4級単価）＝A（1円未満切捨て） ※相模原市は1単位＝¥10.84

1割 A×0.9（国保請求割合）＝B（国保請求へ1円未満切捨て）

2割 A×0.8（国保請求割合）＝B（国保請求へ1円未満切捨て）

A - B = C（利用者負担額）

※ 訪問1回の計算となっております。

訪問看護利用時間	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
30分未満	451	489円	978円	1,467円
30分以上60分未満	794	861円	1,722円	2,583円
60分以上90分未満	1,090	1,182円	2,364円	3,546円

【加算料金】

項目	単位
特別管理加算（Ⅰ）（毎月1回）	500
特別管理加算（Ⅱ）（毎月1回）	250

【その他の加算料金】

項目		単位
初回加算（初回月のみ1回）	（Ⅰ）退院又は退所日に初回訪問	350
	（Ⅱ）退院又は退所日の翌日以降に初回訪問	300
緊急時訪問看護加算（月1回）		（Ⅰ）600（Ⅱ）574
夜間・早朝 加算（夜間18～22時又は早朝6～8時にサービス提供する場合）		上記基本利用料の25%
深夜加算（深夜22～翌朝6時にサービス提供する場合）		上記基本利用料の50%
複数名訪問加算	30分未満	254
	30分以上	402
長時間訪問看護加算		300
退院時共同指導加算		600
サービス提供体制強化加算		6
口腔連携強化加算（月1回）		50
ターミナルケア加算		2,500

【介護保険法定外の利用料】

- ・死亡時の看護（ご遺体のお世話等） 11,000円
- ・訪問看護指示書発行にかかる費用
（訪問看護は医師の指示に基づいて実施され、1～6ヶ月の有効期限とし「訪問看護指示書」が発行されます。その際、主治医の医療機関において利用者一部負担金が発生いたします。ご了承ください。）

※令和 6年 6月現在においてステーションが算定できる加算内容となっております。

上記以外の加算が発生する場合には、事前にご説明させていただきます。

なお上記以外の加算内容につきましては※別紙3をご参照下さい。

※介護報酬改定により、費用の変更がある場合も事前にご説明いたします。

独立行政法人地域医療機能推進機構
相模野病院附属訪問看護ステーション

訪問看護料金表＜介護保険＞

令和 6年 6月現在

《 利用負担額の計算方法 》

単位数×10.84円（地域4級単価）＝A（1円未満切捨て） ※相模原市は1単位＝¥10.84

1割 A×0.9（国保請求割合）＝B（国保請求へ1円未満切捨て）

2割 A×0.8（国保請求割合）＝B（国保請求へ1円未満切捨て）

A - B = C（利用者負担額）

※ 訪問1回の計算となっております。

訪問看護利用時間	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
30分未満	471	511円	1,022円	1,532円
30分以上60分未満	823	892円	1,784円	2,679円
60分以上90分未満	1,128	1,222円	2,445円	3,668円

【加算料金】

項目	単位
特別管理加算（Ⅰ）（毎月1回）	500
特別管理加算（Ⅱ）（毎月1回）	250

【その他の加算料金】

項目		単位
初回加算（初回月のみ1回）	（Ⅰ）退院又は退所日に初回訪問	350
	（Ⅱ）退院又は退所日の翌日以降に初回訪問	300
緊急時訪問看護加算（月1回）		（Ⅰ）600（Ⅱ）574
夜間・早朝 加算（夜間18～22時又は早朝6～8時にサービス提供する場合）		上記基本利用料の25%
深夜加算（深夜22～翌朝6時にサービス提供する場合）		上記基本利用料の50%
複数名訪問加算	30分未満	254
	30分以上	402
長時間訪問看護加算		300
退院時共同指導加算		600
サービス提供体制強化加算		6
口腔連携強化加算（月1回）		50
ターミナルケア加算		2,500

【介護保険法定外の利用料】

- ・死亡時の看護（ご遺体のお世話等） 11,000円
- ・訪問看護指示書発行にかかる費用
（訪問看護は医師の指示に基づいて実施され、1～6ヶ月の有効期限とし「訪問看護指示書」が発行されます。その際、主治医の医療機関において利用者一部負担金が発生いたします。ご了承ください。）

※令和 6年 6月現在においてステーションが算定できる加算内容となっております。

上記以外の加算が発生する場合には、事前にご説明させていただきます。

なお上記以外の加算内容につきましては※別紙3をご参照下さい。

※介護報酬改定により、費用の変更がある場合も事前にご説明いたします。

独立行政法人地域医療機能推進機構
相模野病院附属訪問看護ステーション

介護保険の加算について

令和 8年 9月

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金 (自己負担額1割の場合)
夜間・早朝、深夜加算	夜間(18時～22時)又は早朝(6時～8時)にサービス提供する場合	基本利用料の25%	
	深夜(22時～翌朝6時)にサービス提供する場合	基本利用料の50%	
複数名訪問加算	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合	¥2,540	¥254
	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合	¥4,020	¥402
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合	¥3,000	¥300
初回訪問	新規の利用者へサービスを提供した場合 (Ⅰ)退院又は退所日に初回訪問	¥3,500	¥350
	新規の利用者へサービスを提供した場合 (Ⅱ)退院又は退所日の翌日以降に初回訪問	¥3,000	¥300
退院時共同指導加算	退院又は退所につき1回 (特別な管理を必要とする者の場合2回に限り)	¥6,000	¥600
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	計画していた訪問以外の緊急時の訪問ができる体制にある。利用者又はその家族等から電話等により看護に関する相談に常時対応できる体制にあり、かつ、看護業務の負担軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備ができている場合(1ヶ月につき1回)	¥6,000	¥600
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	計画していた訪問以外の緊急時の訪問ができる体制にある。利用者又はその家族等から電話等により看護に関する相談に常時対応できる体制にある場合 (1ヶ月につき1回)	¥5,740	¥574
特別管理加算Ⅰ	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合 (1ヶ月につき1回) ※対象は別紙2	¥5,000	¥500
特別管理加算Ⅱ		¥2,500	¥2,500
ターミナルケア加算	利用者の死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合(当該月につき)	¥25,000	¥2,500
看護・介護職員連携強化加算	当該加算の支援を行った場合(月に1回に限り)	¥2,500	¥250
看護体制強化加算	当該加算の体制を満たす場合(1ヶ月につき1回)	(Ⅰ) ¥6,000	¥600
		(Ⅱ) ¥3,000	¥300

サービス提供体制強化加算	当該加算の体制・人材要件を満たす場合(1回につき)訪問看護ステーション、病院又は診療所の場合	¥60	¥6
サービス提供体制強化加算	当該加算の体制・人材要件を満たす場合(1回につき)定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合	¥500	¥50
介護職員等処遇改善加算	職員の賃金の向上や職場環境の改善を目的とした加算	1ヶ月あたりの総単位数×1.8%	
口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関および介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合(月1回に限り)	¥500	¥50

独立行政法人地域医療機能推進機構
相模野病院附属訪問看護ステーション